

大和市告示第134号

大和市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年8月1日

大和市長 古谷田 力

大和市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱の一部を改正する
要綱

大和市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱（平成27年大和市告示第180号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

- (1) 「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」（平成26年9月30日雇児発0930第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく母子・父子自立支援プログラムの策定等の市長が認める自立に向けた支援を受けている者

第6条第2号を次のように改め、同条第3号を削る。

- (2) 第2条第1号の母子・父子自立支援プログラムの写しその他の市長が認める自立に向けた支援を受けていることを証する書類

第8条第2項ただし書中「又は同条第3号に掲げる書類によって証明すべき所得に第6条の規定による申請時から変更がない場合」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、公表の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の大和市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱の規定は、施行日以後に第6条の規定による対象講座の指定の申請をする者について適用し、施行日前に同条の規定による対象講座の指定の申請をした者については、なお従前の例による。